## タイトルページに戻る

# 資料4

# 11.米国メイン州衛生部から臨床医宛に出された監察医ケースに関する通知

メイン州で内科専門医を開業している友人の掘江司医師が、同人に送られて来ていた下記通知を参考のためにと送ってくれたものである. 岡鳩(訳)

# メイン州中央医学センター メモランダム(党書)

宛先: Members of the Medical Staff

発信: M . V . R . , M . D . , President of the Medical Staff

G. J. P., M. D., Department of Pathology

L.C., Vice President of Medical Affairs

日付:1989年9月11日

用件:メディカル・エグザミナー・ケース

このメモは、どのようなケースが Medical Examiner's systemに属するかということ、そしてこのシステムを適正に機能させることを明示するためのものである.そのようなケースのリストを作り、どのようにシステムが機能するかを示そうとするものである.もし質問があれは、上記3名の何れかにお訊ね下さい.

# Medical examiner case となる死因

人が死亡したことを示唆する遺留物が見つかり、死が以下のものに由来すると疑われたときは Medical Examiner case となる.

- A. すべての外力による死;
- B. 外見健康に見えていた人が突然に死亡した

#### 場合は総て;

- C. 死亡が自然の原因であることを証明できる 主治医がいない場合;
- D. 中毒. 慢性急性を問わない;
- E.疾患、外傷、または毒性ある物質が雇用に 関連している;
- F.診断または治療中に、大きな過失、または 予測のできなかった明白な損傷によって生 じたことが推測される場合;
- G. 拘留中で主治医により明らかに自然の原因によると証明されない場合;
- H. 公衆衡生上危険な疾患または病的過程;
- I. 死が適切に証明されていない総てのケースで、適切な証明がなされずに州内に持込まれた死体、及び死体発掘規則によらずに掘出された埋葬物などを含む;
- 」、3歳以下の幼児の場合は、死が明かに特定

の自然の原因によるとされなけれは乳幼児 突然死症候群を含めて総て:

- K.まだ埋葬または防腐処置を施されないすで に証明されている死体でも、死亡の種類に ついて不適切な証明がなされたと疑われる 場合;
- L. 死が外傷または中毒に究極的に由来する可能性のある時は、この不自然な原因を引き継いで起った肺炎あるいは他の自然の疾患がたとえその最終的死因であっても、病院または医師にかっている期間には関係なく監察医の対象となる。

#### 1. 臓器提供

死が条項 A. - K. により Medical Examiner case になると予測され、愚者(または最近親者)が臓器提供に同意した場合には、手続を進める前に監察医に連絡しその同意を得るものとする。しかし、死が宣告された時に監察医に再度報告しなければならない.それにより監察医はその報告、死亡診断書等を扱うことができる.(提供に関する手術の報告も監察医に提出する。)記:臓器提供の場合には、Medical Examiner system に届出を 2 回行なうことになる.

## 2. 入院 24 時間以内

外見健康に見えていた人が突然に死亡した場合は、リストBに述べているように、Medi-cal Examiner のケースになることに注意されたい。もし医師が、死が特定の自然の原因によると完全に証明できる場合には、Medi-cal Examiner case とはならない(例えば、SIDS は特定とはならない). これらは、患者が病院に24時間以内しかいなかったか、24時間以上いたかによって変るものでないことに注意されたい.もし自然の原因が存在

していたことを開業医が知っていれは、たとえ患者が入院 24 時間以内であっても、監察 医に知らせないで、死亡診断書にサインすることができる.

# 3.診断又は治療処置

治療中の不運なできごとは、大きな不注意が 疑われなければ、一般に Medical Examiner case とはならない.治療や診断処置として 容認できる副作用ではない病院内外傷又は中 毒が発生した時は、例えば階下に落ちるなど、 その傷害が原因になるならば、死は Medical Examiner case となる。

#### 4.解剖

どのような Medical Examiner case においても、家族に解剖許可を求める前に、監察医と相談すべきである.家族の希望を無視して解剖を命じなければならない、と監察医が考えない時は、病院のスタッフが解剖に関心を有するならば、近親者に許可を求めてよい.その場合も、Medical Examiner report 及び診断書のために、Medical Examiner caseとして扱われ、解剖報告書は Office of Chief Medical Examiner に送付されなければならない。要請する前に、また監察医が呼はれる前に、家族が解剖を要求した場合は、この事実は監察医に伝えられなければならない。

#### 5.注意

Medical Examiner case と疑われるケースは総て Chief Medical Examiner's Officeに電話で連絡されなければならない(電話番号)。そのケースが Medical Examiner's systemに該当するかどうかを決定するために、憎報はオフィスに提供されなければなら

ない・ケースが受理されれば、担当の監察医が割当てられ、その監察医が死因を決定して死亡診断書にサインする。Chief Medical Examiner, s Office に電話したならは、このことは患者のカルテに記録されなけれはならない。Chief Medical Examiner's Office で電話に出た人を日付とともに記録すべきである。ケースが受付けられなかった場合は、このことを記録すへきである・ケースが受理された場合もカルテに記録すべきである・ケースが Medical Examiner case と決定した時は、病院の通常の手続に従って proper hospital representative に通知すべきである (現在は Admitting Office)

#### 6. 死亡診断書のサイン

医師の知っている自然の原因で死亡した時は、

死亡診断書にサインするのはその医師の責任である.ケースが監察医に渡った時は(State State Medical Examiner system に電話された時は)診断書は監察医によってサインされることになる・・Medical Examiner's Office から医師に電話がかかり、ケースがMedical Examiner case でないと伝えられないかぎりは.一度ケースがMedical Examiner's systemに渡って受理された場合には、特に指示がなければ、一般の医師は死亡診断書にサインすべきではない。これは監察医によってサインされなければならない。

注意:添付の書簡(10/30/87付)に述べて ある死亡診断書のサインに関する案内を 見て下さい。 下記

# State of Maine Department of Human Services Augusta , Maine O4333

October 30 , 1987

#### Dear Doctor:

Maine's medical community の支援により、 医師による死亡診断書の取扱いに関する法律 と規則を大幅に綻やかにすることができたこ とを喜んでお知らせする . 1987 年 9 月 29 日 に、3 つの変更により手続きが簡潔になった。

#### \*診断書の時間の枠

- 一 葬儀屋または他の資格ある人が死亡診断書を用意する場合には、証明する医師は受領後48時間以内に記入しなければならない
- 一 医師が診断書を用意した場合には、死後48 時間以内に葬儀屋または他の資格ある人

に提出または郵送しなけれはならない。

- \* 死者の検査 ー 証明をする医師は、死亡した療養ホームの住人が末期状態の患者であって、死亡前2週間以内に診察をしたことがない場合、または、療養ホームのその他の住人で死亡前48時間以内に診察をしていない場合には、死体の検査を自ら行わなければならない.
- \*代りの証明者 一 受持っていた医師の不在、または同人の承認のあるときは、関係した医師、カバーしている医師、他の指名された医師、または死亡のあった機関の主任医師によって死亡診断書にサイ

ンがなされてもよい.証明する医師は、そのケースの最近の医学的記録を見なければならないし、死が自然の原因によるものでなければならない.証明される死因が、死をめぐる一般的状況に適合しているならは、患者が主治医から特別に処置を受けていたという状態は必要としない。

Office of the Chief Medical Examiner に報告しなければならないケースの中には、死亡の証明のために主治医に差戻される場合がありうることも知っておいてほしい.年配の人の自然の原因による突然死はこのカテゴリーに入る.主治医は、診断書の中に書き入れる特定の自然の疾病について、患者のこの

疾病に対して処置をしていたということは必要とされない(22 MRSA §3025(4)).

あなたが使用する死亡診断書は Stockroom, Department of Human Services, State House Station 111, Augusta, Maine, 04333 に請求することができる.詳細な質問または帝望があれば、気軽に私に連賂下さい, 289-3001、または Deputy Registrar Lorraine Gerard に電話して下きい、289-3184.私どもは人口動態統計システムに協力下さることに感謝します。 敬具

E.N., State Registrar and Director, Office of Date, Research, and Vital Statistics